

旅館業営業許可取得後の各種申請・届出について

旅館業営業許可取得後、次の場合には、各種手続きが必要となります。

■ 変更届（変更後10日以内）

- ・代表者の変更があった（法人）
- ・施設の名称を変更した
- ・施設の軽微な変更を行った 等

*併せて旅館等設置協議（事前協議）が必要な場合があります。

■ 廃止（停止）届（廃止（停止）後10日以内）

- ・営業をやめた（休止した）

■ 地位承継承認申請

- ・営業者（個人）が死亡し、相続をした（被相続人死亡後60日以内）
- ・営業者（法人）が合併または分割し、承継する（事前）
- ・営業者（個人または法人）が別の者に許可を受けている事業の全てを譲渡する（事前）

*被相続人死亡後 60 日を経過した場合や合併（分割）後、譲渡後、構造設備が大きく変更となっている等の場合には、新規申請となります。

*申請手数料 7,400 円（山梨県収入証紙） ががかかります。

■ 新規営業許可申請

- ・営業者を変更したい（例：個人A→個人B、個人→法人、法人C→法人D）※承継の場合を除く
- ・施設を移転する
- ・施設の大規模な変更を行う
- ・営業種別の変更（例：簡易宿所営業→旅館・ホテル営業）等

*併せて旅館等設置協議（事前協議）が必要な場合があります。

*申請手数料 22,000 円（山梨県収入証紙） ががかかります。

詳細については新規許可取得時にお渡ししました、手引き「旅館業の許可を取得される方へ」をご確認いただき、下記までご連絡ください。

山梨県富士・東部保健所 衛生課

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田 1-2-5

TEL:0555-24-9033 FAX:0555-24-9041